

第1期中期目標期間終了時の積立金の繰越承認について

1 基礎事項

- (1) 平成26年度において、設立団体の長である青森県知事は、公立大学法人青森県立保健大学の積立金の処分（次期中期目標期間における業務の財源に充てることの承認等）について方針を決定する必要がある。〔地方独立行政法人法第40条第4項等〕
- (2) 平成25年度期首の目的積立金残高は、約2億1,950万円。
〔公立大学法人青森県立保健大学平成24年度財務諸表〕
- (3) 平成24年度決算に伴う目的積立金が約6,368万円であり、平成25年度に約2億6,829万円の取崩があったため、平成25年度期末の積立金残高は総額約1,489万円となった。

※処分手続については、「剰余金の処理及び積立金の処分の流れ」参照

2 積立金の繰越に係る法人からの承認申請額

93,939,033円

- 上記金額を財源に充てる業務として第2期中期計画で定めた内容
教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等

3 繰越承認の考え方

第1期中期目標期間終了時の積立金のうち、下記のいずれかに該当する積立金については次期中期目標期間への繰越を承認する。

- ①第1期中期目標期間において経営努力分として承認された目的積立金の残額
- ②平成25年度財務諸表の当期末処分利益のうち、経営努力と認められる額（目的積立金相当額）
- ③第1期中期目標期間終了時積立金のうち、現金の裏付けのない額（会計処理上の形式的・観念的利益であり、実際に法人に現金等が残っていないもの）

4 平成25年度の経営努力認定について

- (1) 経営努力認定の考え方（会計基準第72関係）
 - ア 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（以下「自己収入」という。）から生じた利益
 - (ア) 運営費交付金対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益（入学料、授業料等の学生納付金及び施設使用料等）
 - (イ) 特定収入事業を行った結果生じた利益（奨学寄附金事業、受講者負担金による事業等）
 - イ 運営費交付金に基づく収益において、中期計画（年度計画）の記載事項に照らして、本来行うべき業務を効率的に行ったために費用が減少した結果発生した利益（プロパー職員人件費、管理経費の抑制等）
 - ウ その他法人において経営努力によることを立証した場合

(2) 経営努力認定等の取扱い

ア 自己収入から生じた利益

自己収入から生じた利益は、経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

イ 運営費交付金収益（使途を特定している経費を除く。以下同じ。）から生じた利益

運営費交付金の算定の際、平成 20 年度は所要額を積み上げ、平成 21 年度以降は経営効率化を見込んでいることから、運営費交付金収益から生じた利益は経営努力によるものと認定し、目的積立金に整理する。

ただし、次の場合にあっては、関係経費相当額を積立金に整理し、中期目標期間終了後に県に返還する。

・学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が一定率（90%）を下回った場合

本来行うべき業務が行われなかったものとみなし、学生収容定員を下回った学生に係る教育経費相当額を積立金に整理する。

(3) 平成 25 年度の経営努力認定について

平成 25 年度の学生収容定員の充足率が 104.4%であり、90%を満たしていることを平成 25 年度事業報告書により確認した。

	収容定員	学生数	充足率
学士課程	885 人	926 人	104.6%
大学院課程	52 人	52 人	100.0%
合計	937 人	978 人	104.4%

よって、平成 25 年度の経営努力と認められる額は、平成 25 年度の当期末処分利益から、平成 25 年度運営費交付金の精算額及び平成 25 年度の現金の裏付けのない額を除いた額となる。

77,565,783（当期末処分利益）－980,282（運営費交付金の精算額）

－779,284（現金の裏付けのない額）＝75,806,217 円

5 積立金の繰越承認について

次の積立金について、第 2 期中期目標期間に係る中期計画に定めるところにより、第 2 期中期目標期間の業務の財源に充てることを承認する。

①第 1 期中期目標期間において経営努力分として承認された目的積立金の残額

14,892,711 円

②平成 25 年度財務諸表の当期末処分利益のうち、経営努力と認められる額

75,806,217 円

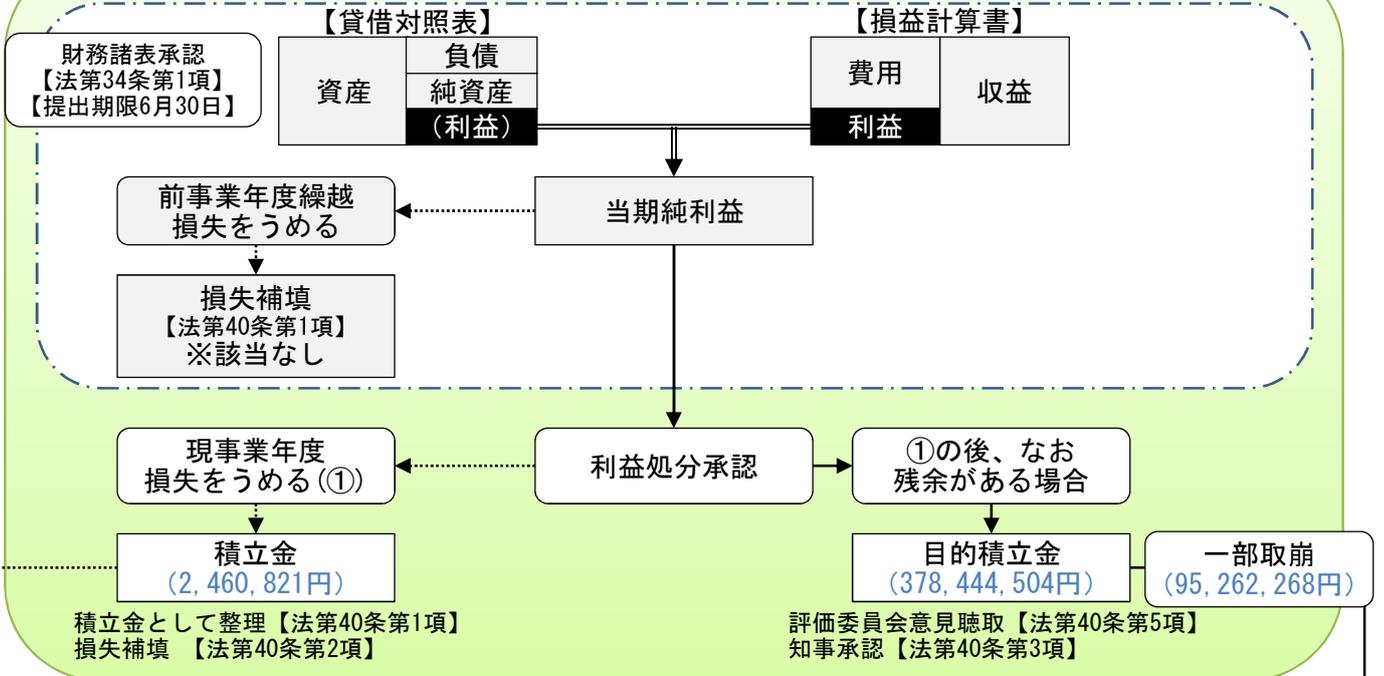
③第 1 期中期目標期間終了時積立金のうち、現金の裏付けのない額

3,240,105 円

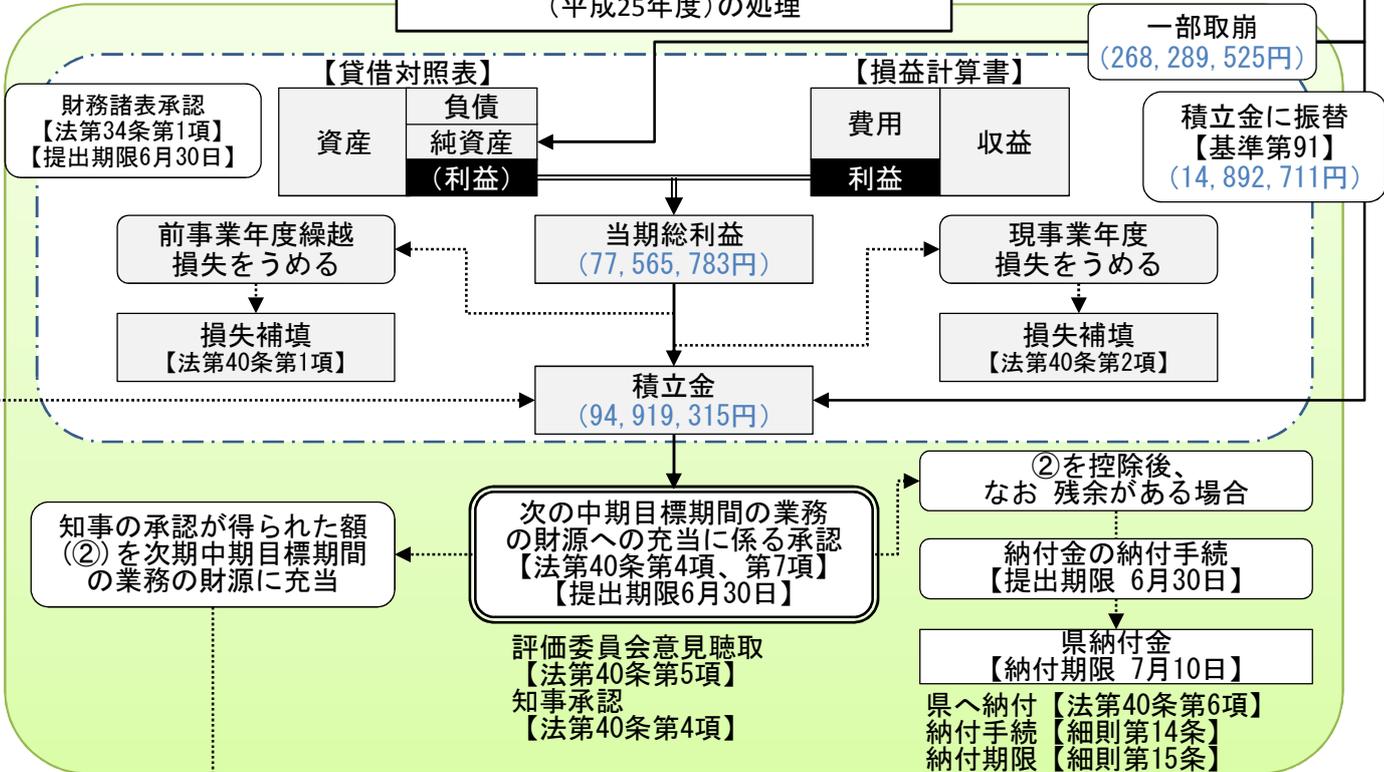
合計：93,939,033 円

剰余金の処理及び積立金の処分の流れ

毎事業年度の処理
(平成20年度～平成24年度)の処理



中期目標期間最後の事業年度
(平成25年度)の処理



前中期目標期間繰越積立金

第1期中期目標期間終了時の積立金の繰越承認について

1 制度の概要

- 中期目標期間終了時において積立金があるときは、設置団体の長の承認を受けて次の中期目標期間に係る中期計画に定めるところにより、次の中期目標期間の業務の財源に充てることができる(法第40条第4項)。
- 設置団体の長は、法第40条第4項の承認に当たっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない(法第40条第5項)。
- 地方独立行政法人は法第40条第4項の承認を受けた額を除く残額は、設置団体に納付しなければならない(法第40条第6項)。

2 繰越承認の考え方

第1期中期目標期間終了時の積立金のうち、次について第2期中期目標期間への繰越を認める。

- ① 第1期中期目標期間において経営努力分として承認された目的積立金の残額
- ② 平成25年度財務諸表の当期末処分利益のうち、経営努力と認められる額(目的積立金相当額)
- ③ 第1期中期目標期間終了時積立金のうち、現金の裏付けのない額

3 繰越承認案

